

別 表

東シナ海等かじき等流し網漁業許可申請等に必要書類の一覧表

	許可期間	許可期間中の申請			書換申請			再交付	備考
	開始前の申請	廃止代船	沈没代船	承継	記事変更	載項更	相続合併		
申請書									
申請理由書									
漁船登録謄本									
船舶検査証書写し									
船舶使用承諾書									
代表者選定届									
印鑑証明書									
定款及び登記簿謄本									
事業実績書									
年間操業計画書									
海難事故報告書写し									
紛失届									
廃業届									
相続相関図									
相続同意書									
戸籍謄本									
合併契約書									
旧許可証									

- (別表注) 1 代表者選定届は、別紙様式第1号によること。  
 2 事業実績書は、別紙様式第2号によること。  
 3 年間操業計画書は、紙様式第3号によること。  
 4 印を付した書類は必須のものであり、印を付した書類は添付書類注釈を参照し、該当する申請のみに添付すること。

## 添付書類注釈

- 1 漁船登録謄本は、証明後3ヶ月以内のものとする。
- 2 船舶検査証書写しは、複写機で鮮明に複写したものとする。
- 3 船舶使用承諾書は、申請に係る船舶が、自己所有船以外の場合に添付する。船名、船舶の使用期間、使用权の種類、賃貸借の額及びその他必要な事項が記載されているものとする。
- 4 代表者選定届は、共同経営の場合添付する。
- 5 印鑑証明書は、申請者のものは当然であるが、その他申請書に添付した書類に捺印してあるものの印鑑証明が全て必要であり、証明後3ヶ月以内のものとする。
- 6 定款及び登記簿謄本は、申請者が法人である場合に添付する。同一事業年度に再度申請する場合には、申請理由書にその旨明記すること。
- 7 海難事故報告書写しは、公的機関のあるものとする。
- 8 旧許可証は、操業期間中の場合は裏面にも注意して写しを添付する。